

議案第 29 号

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例制定について
甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

甲府市保健所関係手数料条例（平成 30 年 12 月条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 97 号を第 115 号とし、第 86 号から第 96 号までを 18 号ずつ繰り下げ、第 85 号を第 86 号とし、同号の次に次の 17 号を加える。

(87) 薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号。以下「一部改正法」という。）附則第 8 条の規定により従前の例により引き続き薬種商販売業を営むことができることとされる者に係る一部改正法第 1 条の規定による改正前の薬事法第 24 条第 2 項に基づく許可の更新の申請に対する審査	1 件につき 11,000 円
(88) 一部改正法附則第 8 条の規定により従前の例により引き続き薬種商販売業を営むことができることとされる者に係る薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 21 年政令第 2 号）第 1 条の規定による改正前の薬事法施行令第 45 条第 1 項の規定に基づく許可証の書換え交付	1 件につき 2,000 円

<p>(89) 一部改正法附則第8条の規定により従前の例により引き続き薬種商販売業を営むことができることとされる者に係る薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第1条の規定による改正前の薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の再交付</p>	<p>1件につき 2,900円</p>
<p>(90) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定に基づく建築物清掃業者（同項第1号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>1件につき 35,000円</p>
<p>(91) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気環境測定業者（同項第2号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>1件につき 35,000円</p>
<p>(92) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第3号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>1件につき 35,000円</p>
<p>(93) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水水質検査業者（同項第4号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>1件につき 35,000円</p>
<p>(94) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者（同項第5号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>1件につき 35,000円</p>
<p>(95) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築</p>	<p>1件につき 35,000円</p>

物排水管清掃業者（同項第6号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	
(96) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業者（同項第7号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	1件につき 35,000円
(97) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物環境衛生総合管理業者（同項第8号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	1件につき 45,000円
(98) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査	1件につき 15,000円
(99) 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき 10,000円
(100) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第2条第6項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録証の再交付	1件につき 3,000円
(101) 動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1件につき 18,000円
(102) 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 10,000円
(103) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付	1件につき 3,000円

別表中第 8 4 号を第 8 5 号とし、第 4 7 号から第 8 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 6 号の次に次の 1 号を加える。

(47) 医療法第 2 7 条の規定に基づく病院の検査	1 件につき	4 3, 0 0 0 円
-----------------------------	--------	--------------

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

山梨県からの権限の移譲等に伴い、甲府市保健所が所管する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。